

⑦特定粉じん排出等作業届・計画の届出・作業の届出・足場等設置届

項目	チェック項目	記入欄	確認	
特定粉じん排出等作業届 (発注者が届出)	A B	<input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業の実施の届出【大防法18の15, 大防則10の4】		
		<input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業開始日の14日前までに都道府県知事 ^{※1} に届出たか		
		*届出事項【大防則10の4】, 提出部数【大防則13】		
		1. 届出書(様式第3の4)		
		2. 作業の対象となる建築物の概要, 配置図及び付近の状況		
		3. 特定粉じん排出等作業の工程及び同作業を伴う建設工事の工程の概要		
		4. 特定工事の元請業者の現場責任者及び連絡先		
		5. 届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所		
都道府県等の定める届出 (届出者の確認)	A B	<input type="checkbox"/> 都道府県等の定める届出		
		<input type="checkbox"/> 作業場所を所轄する地方自治体が独自に定める届出を確認し, 届け出たか		
		<input type="checkbox"/> 【参考】石綿含有建築物解体等工事 ^{※2} に係る届出【東京都環境確保条例124】		
		*石綿含有建築物解体等工事の開始の日14日前までに, 飛散防止方法等計画都知事に届出。特定粉じん排出等作業の実施の届出者は必要ない。		
石綿等除去作業の届出 (事業者が届出)	A	<input type="checkbox"/> 計画の届出(石綿等の除去作業)【安衛法88.4, 安衛則90.5の2】		
		*耐火, 準耐火建築物の石綿含有吹付材の除去作業が対象		
		*届出事項【安衛則91】		
		1. 届出書(様式21号)		
		2. 作業場所の周囲の状況, 四隣との関係を示す図面		
		3. 建設物等の概要図面		
		4. 工事用機械, 設備, 建設物等の配置図		
		5. 工法の概要を示す書面又は図面		
		6. 労働災害防止方法及び設備の概要を示す書面又は図面 7. 工程表		
		<input type="checkbox"/> 工事開始日の14日前までに, 所轄労働基準監督署長に届出たか		
足場等設置届	A B	<input type="checkbox"/> 作業の届出【石綿則5】		
		*次の作業が届出対象		
		1. 石綿含有保温材, 耐火被覆材, 断熱材の除去作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る) ^{※3}		
		2. 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業		
		3. 前2号(1, 2)に類する作業 ^{※4}		
	<input type="checkbox"/> 工事開始前までに, 所轄労働基準監督署長に届出たか			
足場等設置届	共	<input type="checkbox"/> 【参考】機械等設置届【安衛法88.2, 安衛則88, 別表7】		
		*架設通路(高さ及び長さがそれぞれ10m以上のもの)		
		*足場(吊足場, 張出し足場以外の足場は高さが10m以上のもの)		
		<input type="checkbox"/> 工事開始日の30日前までに, 所轄労働基準監督署長に届出たか		

※1 都道府県より政令市, 指定都市, 中核市, 北九州市に対し届出の受理等の事務が委任されている【大防法31, 大防令13】

※2 石綿含有建築物解体等工事: 石綿含有材料^{※2.1}を使用する建築物その他の施設で, ①石綿含有吹付材を15m²以上使用する壁面, 天井その他の部分を有するもの, 又は②500m²以上の延面積を有するものの解体又は改修工事【東京都環境確保条例施行規則60】

※2.1 石綿含有材料: 吹付石綿及び石綿含有保温材, 石綿含有耐火被覆材, 石綿含有断熱材【東京都環境確保条例施行規則60】

※3 著しく発散するおそれがあるもの: 以下に掲げる①石綿含有保温材, ②耐火被覆材, ③断熱材【基発0318003, 2005. 03. 18】

①石綿保温材, 石綿含有けい酸カルシウム保温材, けいそう土保温材, パーミキュライト保温材, パーライト保温材及び配管等の仕上げの最終段階で使用する石綿含有塗り材

②石綿含有耐火被覆板及びけい酸カルシウム板第二種 ③屋根用折版石綿断熱材及び煙突石綿断熱材

※4 石綿含有吹付材の除去作業の内【安衛則90.5の2】に掲げる以外のもの(吸音用吹付け石綿等)【基発0318003, 2005. 03. 18】